令和３年度　医療機関職員等への精神的支援事業（こころの支援事業）実施要領

１　目　　的

　　新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、様々な要因で精神的負担が増加している。

その中でも、医療機関・施設や事業所（以下、「医療機関等」という。）の職員や入院（所）者（以下、「職員等」という。）に感染者が確認されたり、クラスターが発生した場合、残された職員等の仕事量

が増えることや、感染予防対策のための業務量の増加による身体的、精神的な負担増、または、誹謗中傷による精神的な疲労を受けることが考えられる。

　　このような場合、職員等自身がストレスの軽減に努めるとともに、上司や管理職が早期にケアの対応をとることが重要となってくる。

　　そこで、支援を希望する医療機関等に対し心理の専門職を派遣し、職員等自身のセルフケアと医療機関等のケアシステムを構築するための支援を行うことで、職員等の精神的負担の軽減を目指す。

２　支援対象

1. 原則、新型コロナウイルス感染症が発生しても、業務継続の必要がある医療機関等及びその職員等とするが、状況により一般の事業所及びその従業員も対象とする。
2. 新型コロナウイルス感染症への感染により入院（所）した者に関して、医療機関等管理者が、支援が必要と判断した場合。
3. その他、支援が必要と判断された場合。

３　実施期間

　　令和３年４月１日から開始する

４　支援内容

　　対象となる医療機関等に心理の専門職を派遣（ＷＥＢ上の支援も含む）し、スクリーニング、心理教育、個別面接を行う。

　　具体的な支援内容は、医療機関等と相談して決定する。

医師の同席が必要と判断される場合は、精神科医師の派遣を検討する。

活動は1医療機関等あたり原則２回～３回とし、継続支援が必要な場合は関係者で協議する。

５　支援の流れ

1. こころとからだの相談支援センターと公認心理師協会は事業開始にあたり、事業の進め方や指導用の媒体等について協議を行う。
2. 保健所長または、医療機関等の長は、こころとからだの相談支援センターに派遣の申し込みを行う（様式第１号）。
3. こころとからだの相談支援センターは支援を受付けた後（様式第２号）、派遣の要否及び派遣人数等を判断する。
4. 派遣が必要と判断した場合、公認心理師協会に会員の派遣を依頼する（様式第３号）。
5. 公認心理師協会は、派遣の調整を行い（派遣人数は最低2～3人）、こころとからだの相談センターに報告する（様式第４号）。
6. 派遣された会員は、医療機関等と相談しながら支援を実施する。活動に際しては、随時こころとからだの相談支援センターと情報交換を行うと共に、活動日報を提出する（様式第５号）。
7. 派遣された会員は、活動終了後活動実績を提出する（様式第６号）。

６　費　　用

報償費　①　派遣の場合（財政課の講師単価に従う）

医　　　師　　　１時間 ６，０００円

心理専門職　　　１時間 ４，０００円

　　　　②　連絡会への参加

　　　　　　医　　　師　　　 １回　６，０００円

　　　　　　心理専門職　　　 １回　４，０００円

旅　費　バス賃相当額